信用リスク検査用マニュアル(別表)

	項	目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	. 債権の分類信用格付	 方法	債務者の財務内容、格付機関による格付、信用調査機関の 情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用 格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整 合的でなければならない。		(注)「格付機関」とは、「企業 内容等の開示に関する <u>内閣府</u> 全第9条の4第4項ホの規定 による格付機関及び格付を指 定する件」による格付機関を いう。以下同じ。
(3)	<u>債務者</u> 区分 破綻先		破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、 <u>民事再生</u> 、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。	左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。 なお、特定調停法の規定による特定調停の申立が行われた 債務者については、申立が行われたことをもって破綻先とは しないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断する ものとする。	
(4)	担保による優良担保	調整	預金等(預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある保険・共済をいう。以下同じ。)、国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形等をいう。	左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。 イ. 「満期返戻金のある保険・共済」は、基準日時点での解 約受取金額が処分可能見込額となることに留意する。 ロ. 「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債 券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。 (債券) (1) 国債、地方債 (1) 政府保証債(公社・公団・公庫債等) (バ) 特殊債(政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券) (二) 金融債	(注)「決済確実な商業手形」に は、代り金を別段預金に留保 している場合を含む。 (注)「預金等」、「国債等の信 用度の高い有価証券」及び 「決済確実な商業手形」等で あっても、担保処分による回 収に支障がある場合には、優 良担保とはみなされない。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		(ま) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券 (^) 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債	
		 (株式) (イ) 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、証券取引所上場会社の発行している非上場株式 (ロ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式 (ハ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式 	
		(外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行するすべての債券 (I) 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券 (I) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの(州政府等)及び地方公共団体の発行する債券 (ご) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券 (本) 格付機関の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行している会社の発行する株式なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。 ハ・「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる。	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
(7) 債権の分類基準 実質破綻先及び破綻先に対する債権	実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分を 分類 優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を分類 これ以外の回収の見込がない部分を 分類とする。なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額を 分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分は 分類とし、当該保証による回収の見込が不確実な部分は 分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階で 分類とする。	清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則として以下のとおり分類されているかを検証する。 (イ) 更生担保権を原則として 分類としているか。 (ロ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定等が行われた日から5年以内の返済見込部分を 分類、5	
(10) 未収利息		未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。 ただし、 <u>破綻懸念先で</u> 保全状況等による回収の可能性を勘案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。 要注意先については、契約上の利払日を6カ月以上経過しても利息の支払を受けていない債権について未収利息を資産計上している場合、その合理性を検証する。	
(11) 金融機能再生緊急措置 法における債権区分との 関係	金融機能再生緊急措置法施行規則第4条に定める債権区分と本検査マニュアルに定める債務者区分等との対応関係は、次のとおりである。 なお、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第143号)第3条第2項第1号の規定	金融機能再生緊急措置法施行規則第4条に定める基準に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として債務者区分等に応じて、左記に掲げるとおり区分されているかを検証する。 また、金融機能再生緊急措置法第6条に基づく資産査定の	

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	準に従い資産の査定を行う必要のある金融機関は、銀行、信 託銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金	結果は、内閣総理大臣に報告されるとともに、同法第7条の規定により公表されることとなっている。さらに、同法第78条及び第86条の規定により、内閣総理大臣に対する報告に虚偽の記載があった場合には、罰則が適用されることとされている。 したがって、同法第6条の規定に基づく資産査定の結果が不正確と認められる場合には、その原因(自己査定基準の適切性に起因するものか、自己査定作業の実施に起因するものか、その他の原因に起因するものかなど)及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行いその的確な把握に努めるものとする。	
2.有価証券の分類方法 (1) 基本的な考え方 (2) 時価評価の対象となっ	有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券)に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。また、時価又は実質価額の把握できない有価証券の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行うものとする。	に係る会計基準」(企業会計審議会)等に基づいて適正に行	「金融商品に係る会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」及び「金融商品会計に関するQ&A」を含む。 (注)「実質価額」とは、「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」第92項(市場価格のない株式の減損処理)
でいる有価証券(売買目 的有価証券及び時価が把 握できるその他有価証 券)			による実質価額をいう。以下
(3) 時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及び時価が把握できないその他有価証券)			
_ 债券	債券については、原則として、以下のイ~八の区分に応じて分類を行う。 イ・非分類債券 次の債券については、原則として、帳簿額を非分類とす	検証する。 <u>債券について、適正な時価が把握されているか検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検</u>	

項	目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		る。 (1) 国債、地方債 (1) 政府保証債(公社・公団・公庫債等) (1) 特殊債(政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券) (こ) 金融債 (ま) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券		
		口.満期保有目的の債券(上記イに該当する債券を除く。) (イ) 時価が把握できるもの 時価が帳簿額を上回っている場合は、帳簿額を非分 類とする。 時価が帳簿額を下回っている場合は、時価相当額を 非分類とし、帳簿額と時価の差額を、原則として、 分類とする。	適正な時価が把握されているか検証する。	
		(ロ) 時価が把握できないもの 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危 険性の度合いに応じて帳簿額を分類する。	<u>債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証</u> する。	
		八.その他有価証券の債券(上記イに該当する債券を除 く。) 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険 性の度合いに応じて帳簿額を分類する。	<u>債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。</u>	
_ 株式		株式については、原則として、以下のイ~八の区分に応じて分類を行う。	株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを 検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているか検証するとと	(注)帳簿額と時価又は実質価
		イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿額を非分類とする。	もに、下記4)により減損処理の対象となるものがないが検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体	額相当額の差額に相当する額 を 分類とする場合には、 「子会社株式等に対する投資
		(1) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式 (1) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式	の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。	損失引当金に係る監査上の取扱い」(平成13年4月17日日本公認会計士協会)を参照。
		口.子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。)時価又は実質価額が帳簿額を上回っている場合は、帳簿額を非分類とする。		

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	時価又は実質価額が帳簿額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期間等又は実質価額の低下状况等に基づき、実質価額相当額の差額に相当する額を分類とし、帳簿額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額を分類とすることができるものとする。 ハ、その他有価証券の株式(上記イに該当する株式を除く。) 実質価額が帳簿額を上回っている場合は、帳簿額を非分類とする。 実質価額が帳簿額を下回っている場合は、帳簿額を非分類とする。 実質価額が帳簿額を下回っている場合は、帳簿額を非分類とする。 実質価額が帳簿額を下回っている場合は、帳簿額を非分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額の差額に相当する額を分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿額と実質価額相当額の差額に相当する額を分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当する額を分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低できる。 か国証券については、原則として、以下のイ、口の区分に応じて分類を行うものとする。 イ・非分類外国証券については、原則として、帳簿額を非分類とする。 (1) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券(1) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券のお付符号が「BBB(トリブルB)」相当以上の場券を発行している会社の発行するすべての債券及い同債券を発行する会社の発行する株式 ロ・上記イ以外の外国証券原則として、上記・債券口、ハ及び株式口、ハの分類方法に準じて分類を行うものとする。	外国証券について、左記に掲げるとおり、分類されている かを検証する。 外国証券について、適正な時価又は実質価額が把握されて いるが検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象とな るものがないが検証する。	(注)「日本国が加盟している。 約に基づく国際機関」とは、 国際復興開発銀行(IBR D)、国際金融公社(IF C)、米州開発銀行(ID B)、欧州復興開発銀行(BRD)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、アジア開発 行(ADB)である。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
_ その他の有価証券	その他の有価証券は、上記(1)、(2)、(3)及び下記(4)に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券及び証券投資信託等のうち預金と同様の性格を有するものは、非分類とする。		
(4) 減損処理 時価が把握できるもの	売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価とその取得原価又は償却原価との差額を分類とする。	イ・時価が著しく下落しているものについて、回復可能性を 検討しているかを検証する。 ロ・回復可能性を検討した結果、回復の可能性があると認め られるものを除いて、減損処理の対象としているかを検証 する。 ハ・上記イ、口を踏まえて、減損処理が必要な場合、時価と その取得原価又は償却原価との差額を 分類としているか 検証する。	(注)減損処理の具体的処理については、「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」第91項、第92項、第283-2項、第284項及び第285項を参照。
市場価格のない株式	市場価格のない株式について、当該株式の発行主体の財政 状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、当該実 質価額とその取得原価との差額を 分類とする。 ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるの であれば、当該差額を 分類としないことができる。	株式の発行主体の財政状態の悪化により期末の株式の実質価額が取得時の実質価額に比べて相当程度低下し、かつ、当該実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合は、当該差額を分類としているが検証する。 分類としていない場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられているか検証をする。	
3 . デリバティブ取引の分 <u>類方法</u>	デリバティブ取引の査定に当たっては、以下のイ、ロの区 分に応じて分類を行うものとする。	+=^^ 	
	イ・時価評価が行われているもの ・帳簿額を非分類とする。 ロ・時価評価が行われていないもの 原則として、債権と同様の方法により、価値の毀損の危 険性の度合いに応じ分類する。	<u>帳簿額が適正な時価で評価されているか検証する。</u>	
4 . その他の資産(債権、 有価証券 <u>及びデリバティ</u> <u>ブ取引</u> 以外)の分類方法	その他の資産は適正な評価に基づき、以下のとおり分類するものとする。 なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査金融機関が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方法により分類した上で、被検査金融機関が抱えている信用	特に、債権証が化等の方法によりオフバランス化を図って	「金融商品に係る会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」及び「金融商品会計に関するQ&A」を含む。

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	リスク部分を価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類する ものとする。	関が抱えている場合には、当該部分が価値の毀損の危険性の 度合いに応じて分類されているかを検証する。	
(3) ゴルフ会員権	イ・ゴルフ会員権については、有価証券の減損処理に準じて 分類する。	ゴルフ会員権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。	(注)ゴルフ会員権の減損処理等 の具体的処理については、 「金融商品会計に関する実務
	口、また、福利厚生用として保有しているものを除き、原則として帳簿額を分類とする。 ただし、会員権の発行主体の財務状況に問題が認められる場合には、保有目的に関わらず債権と同様の考え方に基づき債務者区分を行い、要注意先及び破綻懸念先とされた者が発行するものは帳簿額を分類、実質破綻先及び破綻先とされた者が発行するもので、施設の利用が可能なものは帳簿額を分類に分類するものとする。 なお、ゴルフ会員権をその他の資産ではなく、有価証券の勘定科目で保有している場合も、同様の方法により分類するものとする。 また、会員権の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。。		指針(中間報告)」第 135項及び第 311項を参照。
(4) その他の資産	上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。 なお、その他の資産のうち、証券取引法上の有価証券に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うものについては、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行うものとする。	その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 イ・一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 なお、特定取引勘定設置銀行が特定取引勘定において、一般事業会社が発行した買入金銭債権を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、分類のみならず、自己資本比率の算定が不正確となるとともに、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第17条の10(勘定間振替の禁止)の趣旨に反する行為であり、そのような取扱いが行われていないかを検証する。 ロ・被検査金融機関の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債権信託受益権を被検査金融機関が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権を被検査金融機関が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。	

償却・引当に関する検査について

. 償却・引当に関する検査の目的

償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もることである。また、金融機関が、公共的、社会的役割を発揮 するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。この ため、金融機関は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。

また、金融機関は、金融機能早期健全化緊急措置法第3条第2項第2号の規定により、自己査定結果に基づき、適切に引当等を行うこととされている。

さらに、金融機関が行う償却・引当は、上記の法律等によるほか、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定 の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。

(注1)割り現在価値による債権の評価については、企業会計審議会等による議論及び金融機関における導入の実態等を踏まえ、今後、所要の見直しを行うことととする。

. 償却・引当基準の適切性の検証

検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、金融機能早期健全化法第3条第2項第2号の規定に定める基準及び別表に掲げる枠組みに沿っているかどうか、商法及び企業会計原則等に準拠しているかどうか、自己査定結果を踏まえたものとなっているかどうかを把握し、金融機関の償却・引当基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の償却・引当の個別のルール(例えば、信用格付に基づく引当率の算定ルール、業種別、地域別等の引当率の算定ルール等)が合理的に説明できるものであるかを検証し、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が合理的に見積もられているかを検証するものとする。なお、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものとなっており、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものとなっており、償却・引当基準の基本的な考え方を変更した場合には、その理由が合理的であるかを検証するものとする。

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備考
1.貸9月当金(1)一般貸9月当金要注意先に対する債権に係る貸9月当金	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積もることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積もっていれば妥当なものと認められる。 例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積もっている場合は、妥当なものと認められる。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値(今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値)に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。	引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間、又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積もられているかを検証する。また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損	(注)今後、要注意先債権に対する貸倒引当金に関する基準に係る告示を変更した場合には、所要の見直しを行なうこととする。 (注)「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。
(2) 個別貸倒引当金及び直接償却 貸倒引当金の総額の適切性の検証		貸倒引当金の総額が被検査金融機関の信用リスクの程度に 応じた十分な水準となっているかを検証する。	(注)貸倒引当金の総額に関する 基準は、今後、償却・引当に 関する告示を変更した場合に は、所要の見直しを行なうこ ととする。
3.有価証券の評価	有価証券の評価については、以下のイ~八の区分に応じ評価する。 イ・債券の評価 (1) 時価が把握されている満期保有目的の債券及びその他有価証券の債券については、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。 (ロ) 時価が把握されていない満期保有目的の債券及びその他有価証券の債券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として引	有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却しているかを検証する。	

項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備	考
	当金に計上するか又は直接償却する。 ロ・株式の評価 分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。 ハ・外国証券及びその他の有価証券の評価上記イ、口の区分に準じて評価する。			
4 . デリバティブ取引の評 <u>価</u>	時価評価が行われていないデリバティブ取引の評価につい て、債権に準じて評価を行うものとする。	デリバティブ取引について、左記に掲げるとおり、評価されているかを検証する。		
<u>5</u> . その他の資産の評価		その他の資産の評価について、左記に掲げるとおり、損失 見込額を引当金に計上するか又は直接償却されているかを検 証する。		
(4) その他の資産の評価	イ.買入金銭債権について、債権と同様の方法により分類を 行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実 質破綻先及び破綻先である者が発行する買入金銭債権は、 貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分 類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込 額として引当金に計上し、分類とされた買入金銭債権 は、分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上 するか又は直接償却する。	の方法により予想損失額を算定しているかを検証する。		
	口.貸付債権信託受益権について、債権と同様の方法により 分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念 先、実質破綻先及び破綻先である者の債権を流動化した受 益権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定 し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を 損失見込額として引当金に計上し、分類とされた受益権 は、分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上 するか又は直接償却する。			
	上記以外のその他の資産については、 分類とされた部分 のうち予想損失額に該当する額に相当する額を損失見込額と して引当金に計上し、 分類とされた部分は損失見込額とし て引当金に計上するか又は直接償却する。	損失見込額を引当金の計上又は直接償却しているかを検証す		

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備	考
. 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等		4.「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 特別背任罪(商法486条1項)・背任罪(刑法247条)・業務上横領罪(刑法253条) (3) 利息制限法 (4) 出資法 (5) 組織犯罪処罰法 (6) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (7) 預金保険法		
	2.「銀行経営」に関する法規制(主なもの)	1. 増資ルール違反(商法280条ノ2以下) 2. 虚偽のディスクローズ(銀行法第63条・64条、金融機能再生法第78条・86条 証取法197条・207条、商法498条) 3. 粉飾決算・違法配当(商法290条、486条、489条) 4. 特定関係者(子会社等)との取引規制違反(銀行法13条ノ2) 5. 役員の兼任禁止違反(銀行法7条、65条) 6. 他業禁止業務(銀行法12条、65条) 7. 監督当局への報告(銀行法53条、63条) 8. 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与 一 商法294条 ノ2、497条) 9. 疑わしい取引の届出等(組織犯罪処罰法第54条) 10. 貸出金利にかかわる共同行為・預金レートの談合(独禁法3条)		
	4.「預金業務」に関する法規制(主なもの)	1.マル優預金の濫用(無資格者、資格喪失者、限度額超過) (所得税法10条) 2.マネーロンダリング(本人確認の懈怠- 外為法18条、金融機関等による疑わしい取引の届出等一組織犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び収受一組織犯罪処罰法第10条及び第11条) 3.預金者等に対する情報提供(銀行法12条ノ2) 4.導入預金(預金等に係る不当契約の取締に関する法律) 5.預金保険機構への預金等に関する資料提出に必要なデータベース及び電子情報処理組織の整備等(預金保険法55条の2) 6.不適当な紹介預金		

事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
. 事務リス ク管理態勢 1 . 事務部門 の役割	L T	(3) 事務部門は、 営業店の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。 営業店長が、不正なことを隠蔽しないような体制を整備しているか。 検査部門等と連携して営業店の事務水準の向上を図っているか。 外部委託事務について、その委託した事務の内容等に応じ、事務リス クを適切に管理しているか。	
. 事務取扱 等	(1) 内部業務	(1) 内部業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 マネーローンダリング関連 イ.本人確認の懈怠(事務ガイドライン「別添連絡文書集」麻薬等の薬 物の不正取引に伴うマネーローンダリングの防止について) 口座の開設、貸金庫の貸与、保護預り、信託取引又は大口現金取引 を行う場合(事務ガイドライン) ロ.金融機関等による疑わしい取引の届出(組織犯罪処罰法第54条) ハ.犯罪収益等隠匿及び収受(組織犯罪処罰法第10条及び第11条)	
	(6) その他業務	(6) その他業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。 外為業務 イ.金融機関等による疑わしい取引の届出(組織犯罪処罰法第54条) ロ.犯罪収益等隠匿及び収受(組織犯罪処罰法第10条及び第11条) 八.金融機関等の本人確認義務 ニ.金融機関等の本人確認の実施状況の報告(外為法第55条の2) 両替業務 イ.金融機関等による疑わしい取引の届出(組織犯罪処罰法第54条) ロ.犯罪収益等隠匿及び収受(組織犯罪処罰法第10条及び第11条) 八.金融機関等の本人確認義務	

システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が 損失を被るリスクである。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)」及び本チェックリストにより、システムリスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。しかしながら、管理態勢に 問題が見られ、さらに深く業務の具体的検証をすることが必要と認められる場合には、検査官は、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」及び「同解説書」(財団法人金融情報 システムセンター編)等に基づき行うものとする。

なお、検査官は企業が保持する保護すべき情報が役職員又は部外者等により、改竄削除又は外部に漏洩するリスクについても本チェックリストに基づき、検証を行うこととする。 また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点(海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは現地法制を踏まえ実態に応じて判断する。)及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える(協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。)。

【本チェックリストにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は、検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。

マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機 関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されて いるものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

また、特に、システムリスクの管理態勢の確認検査を行うに当たっては、個別システムの重要度及び性格に検査官は十分留意することとする。

- システムの重要度とは、当該システムの顧客取引または経営判断への影響の大きさを表す。
- ・ システムの性格とは、コンピューターセンターにおける中央集中型の汎用機システム、クライアントサーバーシステム等の分散系システム、ユーザー部門設置の単体システム等を表し、 それぞれに適した管理手法がある。

(注)チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」または「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。 したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。 したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関(以下「国際統一基準適用金融機関」という。)にあたっては 、国内基準により自己資本比率を 算定している金融機関(以下「国内基準適用金融機関」という。)にあっては としている項目がある。

(注)取締役会及び取締役会等の説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるがその原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において行われることが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、常務会等に監査役等の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
. リスク管 理に対する 認 識等 1 . 取締役の 認識及び取	(1) <u>リスクに対する認識等</u>	(1) 取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、 リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向に あるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏ま え、リスク管理体制を整備しているか。	
総裁及の報義のの表現の一般を表現の一般を表現します。	(2) 金融機関全体の経営方針に沿った戦略目標の 明確化	(2) 取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。 システム戦略方針には、システム開発の優先順位、情報化推進計画、システムに対する投資計画等を定めているか。	
	(3) リスク管理の方針の確立	(3) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティーポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び、外部委託に関する方針を含んでいるか。セキュリティーポリシーには、保護されるべき情報資産、保護を行うべき理由、それらについての責任の所在等を定めているか。外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることが十分認識されたうえで定められているか。 【参考】「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」(財団法人 金融情報システムセンター編)	囲は、コンピューターシステムや記録 媒体等に保存されている情報のみなら
. 適切なリ スク管理態 勢の確立 1 . リスクの 認識と評価	(1) 管理すべきリスクの所在、種類の特定	(1) 勘定系・情報系・対外系・証券系・国際系といった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。 システム部門以外において独自にシステムを構築する場合においても当該システムのリスクを認識・評価しているか。 ネットワークの拡充(インターネット、電子メール)及びPC(パソコン)の普及等によりリスクが多様化・増加していることを認識・評価しているか。	
	(2) インターネットを利用した取引に係るリスク の認識と評価	(2) インターネットを利用した取引においては、非対面性、トラブル対応、 第三者の関与等の問題が特に顕在化する可能性があるなど、インターネットを利用した取引のリスクの所在を理解し、当該リスクを認識・評価しているか。	
2 . 職責の分 離	相互牽制体制の構築	国際統一基準適用金融機関にあっては、個人のミス及び悪意を持った 行為を排除するため、システム開発部門と運用部門の分離分担を行って いるか。また、海外拠点においては、下記 によるものとしてもよい。 国内基準適用金融機関にあっては、上記 により分離分担を行ってい ることが望ましいが、要員数の制約から業務部門を開発部門と運用部門	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		に明確に分離することが困難な場合には、開発担当と運用担当を定期的にローテーションすること等により相互牽制を図っているか。また、上記 、 に関わらず、EUC(エンドユーザーコンピューティング)等開発と運用の組織的分離が困難なシステムについては、内部監査部門等により牽制を図っているか。	
. 監査及び 問題点の是 正 1 . <u>内部監査</u>	(1) <u>内部監査</u> 部門の体制整備	(1) システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。 内部監査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。また、必要に応じてシステム監査とシステム以外の監査を連携して行うことができる体制となっているか。	
	(2) 内部監査部門の監査の手法及び内容	(2) <u>監査</u> 対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。システム部門及び独自にシステムを構築している部門に <u>おけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、定期的に内部監査を行っているか。</u> 営業店等システム部門以外でのコンピュータ機器(端末機・ATM 等)の使用に対する手続きは、システムリスクの観点からのチェックをしているか。 内部監査を行うに当たっては、監査証跡(処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録)の確認等、システムの稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。	
2 . 外部監査	外部監査の活用	国際統一基準適用金融機関にあっては、システムリスクについて、 <u>定期的に</u> 会計監査人等による外部監査を受けているか。(国内基準適用金融機関にあっても受けていることが望ましい。)	
. 企画・開 発体制のあ り方 1 . 企画・開 発体制	(1) 企画・開発体制	(1) 信頼性が高くかつ効率的なシステム導入を図る企画・開発のための規定を整備しているか。 機械化委員会等の横断的な審議機関を設置していることが望ましい。中長期の開発計画を策定しているか。 システムへの投資効果を検討し、システムの重要度及び性格を踏まえ、必要に応じ(システム部門全体の投資効果については必ず)、取締役会に報告しているか。 開発案件の検討・承認ルールが明確になっているか。 本番システムの変更案件も承認のうえ実施しているか。	
	(2) 開発管理	(2) 開発に関わる書類やプログラムの作成方式は、標準化されているか。 開発プロジェクトごとに責任者を定め、システムの重要度及び性格を 踏まえ取締役会等が進捗状況をチェックしているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	
	(3) 規定・マニュアルの整備	(3) 設計、開発、運用に関する規定・マニュアルが存在しているか。 業務実態に即した見直しを実施しているか。 設計書等は開発に関わる書類作成の標準規約を制定し、それに準拠して作成していることが望ましい。 開発に当たっては、監査証跡(処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録)を残すようなシステムとすることが望ましい。 マニュアル及び開発に関わる書類等は、専門知識のある第三者に分かりやすいものとなっているか。	
	(4) テスト等	(4) テストは適切かつ十分に行われているか。 テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害 や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しない ようなテスト実施体制を整備しているか。 テスト計画を作成しているか。 総合テストには、ユーザー部署も参加していることが望ましい。 検収に当たっては、内容を十分理解できる役職員により行われている か。	
	(5) 人材の養成	(5) 人材の養成に当たっては、開発技術の養成だけではなく、開発対象とする業務に精通した人材の養成を行っているか。 デリバティブ業務、電子決済、 <u>電子取引</u> 等、専門性の高い業務分野や新技術について、精通した開発要員を養成していることが望ましい。	
2.新規分野 への進出	新規分野への進出	新規分野・新技術について、情報収集・研究等が行われ、経営戦略上の 位置づけについて検討していることが望ましい。	
. 体制の整 備 1 . 管理体制	(1) セキュリティ管理体制	(1) 定められた方針、基準、及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置しているか。 (注)セキュリティは、例えば以下の観点から確保しているか。 イ・フィジカルセキュリティ ・物理的侵入防止策・防犯設備 ・コンピュータ稼働環境の整備 ・機器の保守・点検体制 等 ロ・ロジカルセキュリティ ・開発・運用の各組織間・組織内の相互牽制体制 ・開発管理体制 ・電子的侵入防止策 ・プログラムの管理 ・障害発生時の対応策 ・外部ソフトウェアパッケージ導入時の評価・管理 ・オペレーション面の安全管理 等	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理体制を 統括しているか。	
	(2) システム管理体制	(2) システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置しているか。 システム管理者は、システム単位あるいは業務単位で設置していることが望ましい。 それぞれシステムの資産調査は定期的に行い、適正なスクラップアンドビルドを行っているか。 本部・営業店・コンピュータセンターについて、それぞれの設備・機器も適切かつ十分に管理する体制を整備しているか。 社外に持ち出すコンピュータに対する適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 システム部門以外で独自にシステムを構築しているシステムについても、システム管理者を定めているか。	
	(3) データ管理体制	(3) データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。 データの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。 データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 【参考】「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針](改正版)(財団法人金融情報システムセンター編)	
	(4) ネットワーク管理体制	(4) ネットワーク稼働状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置しているか。ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。 ネットワークがダウンした際の代替手段を考慮しているか。	
	(5) インターネットを利用した取引の管理体制	(5) 顧客からの苦情・相談等を受け付ける体制を構築しているか。 システムのダウンまたは不具合により、適正な処理がなされなかった 場合、それを補完する体制を整えているか。また、システムダウン等が 発生した場合の責任分担のあり方についても、明確に示しているか。 リンク等によって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止す るための対策を講じているか。 直行の財務や業務の内容に関する情報及びインターネットを利用した 取引において提供するサービスの内容について、例えばホームページに	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		おいて開示しているか。 マネーロンダリング防止等の観点から本人確認を行っているか。 顧客情報の漏洩、外部侵入者及び内部の不正利用による顧客データの 改竄、書き換え等を防止する体制を整えているか。 インターネットを利用した取引が非対面であるということに鑑み、顧客との取引履歴等について改竄・削除等されることなく、必要に応じて一定期間保存されているか。 利用者自身が使用状態を確認できる機能を設け、利用者を不正使用から守っているか。	
2 . システム 運用体制	(1) 職務分担の明確化	(1) データ受付、オペレーション、作業結果確認、データやプログラムの 保管の職務分担は明確になっているか。 運用担当者が担当外のデータやプログラムにアクセスすることを禁じ ているか。	
	(2) システムオペレーション管理	(2) 所定の作業は、スケジュール表、指示表などに基づいてオペレーションを実施しているか。 承認を受けた作業スケジュール表、作業指示書に基づいてオペレーションを実施しているか。 オペレーションは、全て記録され、かつ管理者は、チェック項目を定め点検しているか。 重要なオペレーションは、複数名による実施が可能となることが望ましく、また、可能な限り自動化することが望ましい。 オペレーションの処理結果を管理者がチェックするためのレポート出力機能や、作業履歴を取得し、保存する機能を備えているか。 開発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。 南発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。 同業発生時等でやむを得ず開発担当者がアクセスする場合には、 当該オペレーションの管理者による開発担当者の本人確認及びアクセス内容の事後点検を行っているか。	
	(3) トラブル管理	(3) トラブル発生時には、記録簿等に記入し、必要に応じ本部に報告が行われる体制を整備しているか。 トラブル内容の定期的な分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。 経営に重大な影響を与えるような重要なトラブルの場合には、速やかに本部と連携し、問題の解決を図るとともに取締役会に報告しているか。	
	(4) 顧客等のデータ保護	(4) 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱については、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		理しているか。 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。 顧客データ以外の重要な情報についても、管理責任者、管理方法等を定め、適切に管理しているか。 【参考】「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針](改正版) 「セキュリティポリシー策定のための手引書」 (財団法人金融情報システムセンター編)	
	(5) 不正使用防止	(5) 不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人若しくは正当な端末であることを確認する体制を整備しているか。不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証跡として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか。 端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。	
	(6) コンピュータウィルス等	(6) コンピュータウィルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策を取っているとともに、万が一侵入があった場合速やかに発見・除去する体制を整備しているか。 ・コンピュータウィルスへの感染 ・正規の手続を経てないプログラムの登録 ・正規プログラムの意図的な改ざん 等	
<u>. 外部委託</u> 管理	(1) 外部委託業務に関する計画・実行	(1) システムにかかる外部委託業務の計画・実行に当たっては、外部委託を 行う範囲の決定及びリスク管理の具体策を策定しているか。	
	(2) 外部委託業務のリスク管理体制	(2) 外部に委託しているシステム及び業務を適切に管理する管理者を設置しているか。 外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制 (リスクの認識・評価体制、是正等)を契約等によって構築している か。 委託先と守秘義務契約を締結しているか。 委託先社員等が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。 外部委託した業務及び業者について定期的に評価を行っているか。 なお、外部委託した業務について、業務の内容等に応じ、第三者機関の評価を受けていることが望ましい。	
	(3) 問題点の是正	(3) <u>認識された問題点については、外部委託先と連携して速やかに是正しているか。</u>	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
. 防犯・防 災・バック アップ・不 正利用防止		(1) 犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。 コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室 管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行っているか。	
	(2) コンピュータ犯罪・事故等	(2) コンピュータ犯罪およびコンピュータ事故(ウィルス等不正プログラムの侵入、CD/ATMの破壊・現金の盗難、カード犯罪、外部者による情報の盗難、内部者による情報の漏洩、ハードウェアのトラブル、ソフトウェアのトラブル、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コンピュータの故障等)に対して、十分に留意した体制を整備し、点検等の事後チェック体制を整備しているか。	
	(3) 防災対策	(3) 災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、 責任者を明確にしているか。 防災組織 <u>の整備に際しては</u> 、業務組織に即した組織とし、役割分担毎 に責任者を明確にしているか。 防火・地震・出水に対する対策を確保しているか。 重要データ等の避難場所をあらかじめ確保しているか。	
	(4) バックアップ	(4) 重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、 バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。 バックアップを取得するに当たっては、分散保管、隔地保管等保管場 所に留意しているか。 国際統一基準適用金融機関にあっては、重要なシステムについてはオ フサイトバックアップシステムを保有しているか。(国内基準適用金融 機関にあっても、保有することが望ましい。) バックアップ取得の周期を文書化しているか。	
	(5) コンティンジェンシープランの策定	(5) 災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシープランを整備しているか。コンティンジェンシープランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。(上記以外の見直しを行うに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。)コンティンジェンシープランの整備に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要綱」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」(財団法人金融情報システムセンター編)を参照しているか。コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけではなく、金融機関の内部に起因するものや金融機関の外部に起因するものも想定しているか。コンティンジェンシープランの整備に当たっては、決済システムに及	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備	考
		ぼす影響や、顧客に与える被害等を分析しているか。		